

窪田製薬ホールディングス株式会社 報酬委員会規程

(目的)

第 1 条 当会社の報酬委員会に関する事項は、法令及び定款に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

(構成)

第 2 条 報酬委員会は、取締役会において選定された取締役（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 報酬委員会は、委員 3 名以上をもって構成する。
- 3 委員の過半数は社外取締役でなければならない。
- 4 報酬委員会の委員長は、取締役会において選定する。

(開催)

第 3 条 報酬委員会は、1 年に 1 回以上開催する。ただし、必要があるときは、随時開催する。

- 2 報酬委員会は、本店において開催する。ただし、必要があるときは、他の場所で又は複数の場所において電話会議等の方法を用いて開催することができる。

(招集権者)

第 4 条 報酬委員会は、委員長がこれを招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。

(招集及び通知期間の短縮)

第 5 条 報酬委員会の招集通知は、日時、場所及び議題を掲げ、会日の 3 日前までに各委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(通知の省略)

第 6 条 委員の全員の同意があるときは、前条に定める招集の手続を経ないで報酬委員会を開催することができる。

(議長)

第 7 条 報酬委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長に事故があるときは、報酬委員会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の委員が議長になる。

(決議方法等)

第 8 条 報酬委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 報酬委員会の決議事項につき特別の利害関係を有する者は、当該決議事項については、

議決に加わることができない。この場合、その委員の数は、前項の委員の数に算入しない。

(決議事項等)

第 9 条 報酬委員会は、法令、定款又は本規程に別途定める事項のほか、次に掲げる事項を決議する。

- 一 当社の取締役及び執行役が受ける報酬等の内容に係る決定に関する方針の決定
 - 二 前号の方針に係る規程及び細則等の制定及び改廃
 - 三 当社の取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定
 - 四 第 11 条に定める取締役会への報告を行う委員の選定
 - 五 取締役会の招集権限を有する委員の選定
 - 六 その他報酬委員会の職務の遂行のために必要な基本方針、規程又は細則等の制定及び改廃（取締役会決議事項を除く。）
 - 七 その他報酬委員会の職務執行に関する事項で、報酬委員会が必要と認めた事項
- 2 報酬委員会は、前項第 3 号の決定にあたり、次の各号の区分に従い、それぞれ各号に定める事項を決定しなければならない。
- 一 額が確定しているもの： 個人別の額
 - 二 額が確定していないもの： 個人別の具体的な算定方法
 - 三 金銭でないもの（ストック・オプションその他株式及び新株予約権に基づいた報酬を含む。）： 個人別の具体的な内容

(報酬委員会への報告等)

第 10 条 報酬委員会は、必要に応じ、当社の取締役、執行役及び外部専門家その他委員以外の者を報酬委員会に出席させ、その報告、説明又は意見を求めることができる。

- 2 当社の取締役、執行役及び使用人は、報酬委員会の要求があったときは、報酬委員会に出席し、報酬委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

(取締役会への報告)

第 11 条 報酬委員会が選定する委員は、報酬委員会の職務の執行の状況を、取締役会に、遅滞なく報告しなければならない。

(議事録)

第 12 条 報酬委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した委員は、これに記名押印し、又は電子署名を行う。

(規程の改廃)

第 13 条 本規程の改廃は、取締役会の決議による。

附 則

(施行期日)

第14条 本規程は、平成28年12月2日から実施する。

平成28年12月2日作成